

第5. 各機関・団体における支援業務について

注)・(支援概要)において、費用に関する記載のないものは、無料です。
・(条件等)の記載がないものは、犯罪被害者等すべての方が対象となります。

1 総合的な対応窓口

(1) 福岡犯罪被害者総合センター

【内容】

犯罪等による被害を受けた犯罪被害者等に対する総合的なサポートを行っています。

- ① 各種相談
専門的な訓練を積んだ相談員による電話での相談
- ② 行政支援窓口、支援団体の紹介
行政機関ほか各種機関の支援制度や弁護士会、法テラス等の専門支援機関を紹介
- ③ 面接、カウンセリング
必要に応じて相談員による面談又はカウンセリング
- ④ 病院・付添い等の直接的支援
支援員による裁判所・病院・警察署などへの付添い支援

※ 面接、カウンセリング及び直接的支援は要予約

【開設日時】

月～金（祝日を除く） 9:00～16:00

【相談専用電話】

(092) 735-3156 (福岡)

(093) 582-2796 (北九州)

【その他】

- ・福岡県、北九州市及び福岡市による共同設置
- ・公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター（福岡県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体）により運営

(2) 女性被害者支援センター・ふくおか

【内容】

センターでは、性暴力の被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、次のような支援を行っています。

- ① 電話相談（女性相談員が対応）。必要に応じて本人との面接を実施。
- ② 医療面のケア、警察等への付添、カウンセリングや弁護士相談など総合的な支援を実施。
 - a 医療的な支援が必要な場合、相談員が付き添って、医療機関受診
 - b 警察への付添を希望する場合、付添支援を実施

- c 精神的なケアが必要な場合、カウンセリングを実施
 - d 法的な支援が必要な場合、弁護士相談を実施
 - e 専門的な支援が必要な場合、女性相談所、児童相談所などの専門機関に連絡・紹介を行い、必要な支援を調整
- ③ 被害直後の被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出。
(公費支出の内容)
- a 医療費の自己負担分（初回受診分等）
 - b 緊急宿泊費用（自宅が被害現場の場合等）
 - c カウンセリング費用
 - d 弁護士相談費用

※ 警察へ被害申告した場合には、警察の公費支出制度があります。

【相談時間】

年末・年始を除く毎日 9:00～24:00

【相談専用電話】

(092) 762-0799

【その他】

- ・福岡県、北九州市及び福岡市による共同設置
- ・公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター（福岡県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体）により運営

2 心の健康に関する相談・支援

(1) 心の健康

【内容】

心の健康及び精神障害、うつ病、PTSDなどに関するさまざまな相談を受け付けています。

【相談電話番号】

福岡県精神保健福祉センター (092) 582-7500

北九州市立精神保健福祉センター (093) 522-8729

福岡市精神保健福祉センター (092) 737-8826

各保健福祉(環境)事務所(県、P.118)

各区保健福祉センター(福岡市、P.118)

【開設日時】

月～金(祝日を除く) 8:30～17:15(県・北九州市)

9:00～17:00(福岡市各区保健福祉センター)

10:00～16:00(福岡市精神保健福祉センター)

(2) 殺防ホットライン

【内容】

自殺を考えている方などからの相談を受け、不安軽減や自殺を考えた原因となる問題を解決するための他の窓口を紹介しています。

【相談電話番号】

(092) 592-0783

【開設日時】

毎日 24時間

() 殺防

【内容】

自殺を考えている方や自死遺の方、そのようなにある方を支援している方の相談をお受けします。

【相談電話番号】

北九州市自殺予防この相談電話 (093) 522-087

(北九州市立精神保健福祉センター)

福岡市自殺予防センター (092) 737-1275

(福岡市精神保健福祉センター)

【開設日時】

北九州市自殺予防この相談電話 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

福岡市自殺予防センター 月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00

(4) いのちの電話

【内容】

孤独や不安、絶望、その他さまざまな心の悩みを抱えた方からの電話相談を受けています。

【相談電話番号】

社会福祉法人福岡いのちの電話 (092) 7 1 - 3 3

社会福祉法人北九州いのちの電話 (093) 6 7 1 - 3 3

【開設日時】

毎日 24 時間

(5) 心の電話 (福岡県各地)

【内容】

心の悩みや精神科医療などに関する相談を受けています。

【相談電話番号】

心の電話－福岡 (092) 8 2 1 - 8 7 8 5

心の電話－北九州 (093) 6 7 1 - 3 3

心の電話－筑後 (09 2) 3 6 - 1 3 1 3

心の電話－筑豊 (09 8) 2 9 - 2 5 0 0

【開設日時】

心の電話－福岡 月・金 13:00～17:00

心の電話－北九州 毎日 24 時間

心の電話－筑後 月、金 13:00～16:00

心の電話－筑豊 月～金 18:00～21:00

(6) 精神障害者福祉手帳

【内容】

精神障害により 1 年以上にわたり日常生活または社会生活への制約(障害)のある人に対して、福祉サービスの提供を目的とするものです。年齢による制限や在宅・入院の区別はありません。

自立支援医療費支給制度申請の減額、各種の減額及び免除、公共施設(県)の用料等の免除、HKの受信料の減額、携帯電話料金の割引などが受けられます。

病院に初めてかかった日(初診)から6ヶ月以上たった日から申請できます。

【問い合わせ先】

各市区町村(P.120～)精神障害者支援担当

(7) 立支費支

【内容】

精神科院公費(精神科院があり院による精神医療が目的に必要な程度の方)にかかる費用の自己負担上限が原則として1割になる制度です(ただし、所定制限があ

ります。)

【問い合わせ先】

更生医療・精神 院医療・育成医療 各市区町村 (P. 120～) 障害者福祉担当

() 独立 法人労働者 福祉機構 (勤労者の心の電話)

→P. 106 参照

3 保健・医療に関する相談・支援

(1) 県 (福岡県 支 ン)

【内容】

医療に関するさまざまな相談を受け付けています。

※ 弁護士による法律相談及び医師による医療相談は予約制です。

【問い合わせ先】

福岡県医療相談支援センター (福岡県メディカ センター)

(092) 7 - 6633

【開設日時】

月～金 (祝日を除く) 9:30～11:00、13:30～16:00

(2) 県 支 (定 活 法 人 省 の オンブズマン)

【内容】

医療に関するさまざまな相談を受け付けるとともに、医療機関との話し合いへの同行や診療記録の検討支援などを行っています。

※ 相談は面談のみとなっており、面談は電話による予約が必要です。

(電話・紙・FAX・電子メールによる相談は受け付けていません。)

【問い合わせ先】

定 営 活 法 人 者 の ンブズマン (092) 6 3 - 7577

【受付日時】

月、 、金 (祝日を除く) 12:00～15:00

【相談日時】

現在お住まいの場所に応じて異なりますので、予約時に御確 ください。

() 用防 県

【内容】

用の 防 を図るため、 の薬理作用などに関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

各保健福祉(環境)事務所 (県、P.118)

または福岡県保健医療介護部薬務 (092) 6 3 - 3287

【開設日時】

月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15

(4) 乳幼児医療費助成

【内容】

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができる制度です。

3歳未満の児童は自己負担無料、3歳以上の児童については住する市町村により自己負担額及び助成を受けることができる額に制限が異なります。

【問い合わせ先】

各市区町村（P. 120～）乳幼児医療費助成担当

(5) ひきこもり児童等医療費助成

【内容】

ひきこもり児童等いわゆる「とりこもり」の児童・生徒及び養育している児童又は若年者に対して、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給する制度です。

住する市町村により自己負担額及び助成を受けることができる額に制限が異なります。

【問い合わせ先】

各市区町村（P. 120～）ひきこもり児童等医療費助成担当

4 住居に関する相談・支援

(1) 県

【内容】

住居にお困りのDV被害者及び犯罪被害者等の方を対象とした県営住宅の入居申込において優遇制度があります。

- ①抽選倍 優遇（抽選倍 が2倍になる制度）
- ②ポイント方（住宅の困 度を し の い 帯から優先的に入 居者を決定する方 で、 の付 あり）
- ③ 賃の減 制度（収入が低く 賃の支払いが困難な場合）

【問い合わせ先】

福岡県住宅供給公社

同 本部	(092) 781-8029
同 福岡管理事務所	(092) 713-1683
同 北九州管理事務所	(093) 621-3300
同 筑後管理事務所	(09 2) 30-2660
同 筑豊管理事務所	(09 8) 21-3232
福岡県建築都市部県営住宅	(092) 6 3-3739

(2) 地 賃

【内容】

DV被害者及び犯罪被害者等が一定の要件を たす場合には、地域優良賃貸住宅に入居が可能です。

【問い合わせ先】

福岡県住宅供給公社	(092) 781-8020
福岡県建築都市部住宅計画	(092) 6 3-3731

() 市

【内容】

公営住宅への入居に関する優遇制度等がある市町村があります。

【問い合わせ先】

各市区町村（P.120～）公営住宅担当

5 生活資金に関する相談・支援

(1) 生活

【内容】

生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する制度です。

【問い合わせ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P.123) (一部のみ)

各市区福祉事務所 (P.118、P.127)

【開設日時】

月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 (県)

(2) 生活福祉資金 (社 福岡県福祉)

【内容】

低所得者、障害者又は高齢者等の自立等を図るため、無職者又は低所得者による生活資金の貸付けと必要な相談支援を行う制度です。

① 総合支援資金

イ 生活支援費 生活開始までの間に必要な生活費用
住宅入居費 入居金、敷金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
一時生活建費 生活を始めるために一時的に必要なかつ日常生活費で支えきれない費用

② 福祉資金

イ 福祉費 日常生活を営む上で、又は自立生活に就くために、一時的に必要なと認められる費用
緊急口金 天災、事故、病気等により緊急かつ一時的に生計が困難となった場合に貸し付けるための費用
・医療費又は介護費の支払等 一時の生活費が必要なとき
・給付等の滞り等による生活費が必要なとき
・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

③ 教育支援資金

イ 教育支援費 低所得者等に在学する者が、高等専門学校、短期大学等に就学するのに必要な費用
就学支度金 低所得者等に在学する者が、高等専門学校、短期大学等への入学に必要となる費用

④ 不動産担保生活資金 一定の不動産を所有し、その不動産にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者等に対し、当不動産を担保として貸し付ける生活費

【問い合わせ先】

各市区町村社会福祉協議会 (P. 129～)

又は福岡県社会福祉協議会 (092) 58 - 3377

() 母子 福祉

【内容】

子の や児童及び の 的自立等を図るため、無子又は低 による 金の貸付けを行う制度です。

【問い合わせ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P. 123)

各市区町村 (P. 120～) 母子 福祉 金担当

【開設日時】

月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15 (県)

6 医療・介護保険に関する相談・支援

(1) 〃、共 〃等

【内容】

- ① 〃、害その他 別の事 がある場合には、保険料を減 又は 〃する制度があります。
- ② 〃、害等、 別の理 がある被保険者で、保険医療機関等に対し一部負担金を支払うことが困難と 〃められる方については、一部負担金を減 又はその支払を 〃除する制度があります。
- ③ 第 〃者行 による負傷等における治療費等については、健康保険等により一時的に 〃立て替えて支払うことができる場合があります。

【問い合わせ先】

健康保険協会福岡支部（健康保険、船員保険） （092）283-7621
各勤務先（共 〃組合、健康保険組合がある職場に勤務されている方など）
など

(2) 〃、後 〃〃〃〃

【内容】

- ① 〃、害その他 別の事 がある場合には、保険料を減 〃する制度があります。
- ② 〃、害等、 別の理 がある被保険者で、保険医療機関等に対し一部負担金を支払うことが困難と 〃められる方については、一部負担金を減 〃する制度や、その支払を 〃除又は一定期間 〃する制度があります。

【問い合わせ先】

各市区町村（P.120～） 健康保険担当
各市区町村（P.120～）後期 〃〃者医療制度担当

()

【内容】

- ① 〃、害その他 別の事 がある場合には、保険料を減 〃する制度があります。
- ② 〃、害等、 別の理 がある方は、介護サービス事業所に対し一部 〃用者負担金を支払うことが困難と 〃められる場合、一部 〃用者負担 〃を減 〃する又はその支払を 〃除する制度があります。

【問い合わせ先】

各市区町村（P.120～）介護保険担当

7 年金に関する相談・支援

(1) 年 (厚生年、国年、共年等)

【内容】

- ① 一定の所にたない帯及び害その他別の事がある場合には、年金保険料の納付を除又は予する制度があります。
- ② 犯罪行により障害を負った方は、障害年金の受給格が生じる場合があります。
- ③ 犯罪行により亡くなった方の遺は、遺年金又は死亡一時金の受給格が生じる場合があります。

【問い合わせ先】

各年金事務所 (P. 133) (厚生年金及び年金)

各勤務先 (共組合がある職場に勤務されている方など)

ねんきんダイヤ (0570) 05-1165

など

8 税金の減免、控除等

(1) 署

【内容】

① 障害者 除

身体障害者➡帳等の交付を受けた場合、障害の 度に応じて一定の金 の所 除 (障害者 除) を受けることができます。

② 雑損 除

火 害又は 難若しくは横領によって、生活に 必要な住宅、 具などの についで損害を受けた場合等には、一定の金 の所 除 (雑損 除) を受けられる場合があります。

【問い合わせ先】

各 務署 (P.134)

【開設日時】

月～金 (祝日除く) 8:30～17:00

(2) 県 事 所

【内容】

本人などが障害者である場合には、一定の要件のもと、障害の部位・ 度に応じて、①自 車 ・自 車取 の減 、②視力障害者の個人事業 の 、③身体障害者の個人事業 の減 、④ゴ フ場 用 の 、などを受けることができます。

【問い合わせ先】

各県 事務所 (P.124)

【開設日時】

月～金 (祝日除く) 8:30～17:15

※ 福岡市内の県 事務所については、8:30～17:45

9 女性に関する相談・支援

(1) 妻からの暴力 (妻暴力センター)

【内容】

DV被害者からの相談に応じるとともに、保護や自立のために必要な 提供や支援を行っています。

【相談窓口】

福岡県女性相談所	(092) 711-987	
福岡県配偶者からの暴力相談電話	(092) 716-02	(休日・夜間)
各保健福祉(環境)事務所(県、P.118)		
福岡市配偶者暴力相談支援センター	(092) 711-7030	
北九州市配偶者暴力相談支援センター	(093) 591-1126	

【開設日時】 ※すべて、年末年始を除く

() ムーブ

【内容】

さまざまな相談に応じています。

(一般相談(さまざまな心の悩み相談)、人 相談及び法律相談(性別による差別的取扱いやDV、セ シュア ラスメントなどに関する相談))

※ 面接相談は予約制です。(男性相談は電話のみ)

【問い合わせ先】

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ

一般相談	(093) 583-3331
性別による人 侵害相談	(093) 583-3663
女性の人 に関する無料法律相談	(093) 583-5197 (問合せ電話)
女性のための就労応援相談	(093) 591-908
男性のための電話相談	(093) 280-5325

【開設日時】

一般相談	～日 9:30～17:00
	金のみ 13:00～20:00
性別による人 侵害相談	～日 9:30～17:00
	金のみ 13:00～20:00
女性の人 に関する無料法律相談	原 第2 曜、第3土曜 13:00～15:00
	原 第 金曜 18:00～20:00
女性のための就労応援相談	毎週金曜 10:00～17:00
男性のための電話相談	第2 曜 18:00～20:00
	第3土曜 10:00～12:00

※ただし、祝日、所内整理日(原 毎月 終木曜)、年末年始はお休みです。

(4) ミカス

【内容】

夫 ・ などの人間関係や生き方などさまざまな相談に応じています。

(総合相談(さまざまな悩みの相談)、DV相談、男性相談、法律相談(女性弁護士による法律相談))

※ 面接相談は予約制です。

【問い合わせ先】

福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」

総合相談	(092) 526-3788
DV相談	(092) 526-6070
男性相談	(092) 526-1718
法律相談	(092) 526-3788 (予約電話)

各市町ファミリーサポートセンター担当（北九州市、福岡市、牟田市、久留米市
（うきは市）、飯塚市、八女市、筑後市、筑紫野市、春日市、野城市、太府市、
古賀市、福津市、朝倉市、宇美町、志町、粕屋町、巻町）
※ 電話番号は市町村代表（P.120～）を参照

（ ） の人 ホットライン（福岡法 局）

→P. 79 参照

（ ） 被害者支援センター・ふくおか

→P. 48 参照

10 児童・生徒に関する相談・支援

(1) 児童相談

【内容】

児童虐待ほか子ども、若者に関する相談全般を受け付けています。

【問い合わせ先】

各児童相談所（県、北九州市子ども総合センター、福岡市こども総合相談センター）
(P. 119)

各保健福祉(環境)事務所（県、P. 118）

各区子ども・若者相談コーナー（北九州市、P. 118）

各区若者児童相談室（福岡市、P. 118）

【開設日時】

福岡県 月～金（祝日除く） 8:30～17:15

北九州市 月～金（祝日除く） 8:30～17:15

福岡市 月～金（祝日除く） 9:00～17:00

※ ただし、各児童相談所の電話相談は、毎日24時間実施しています。（年末年始除く）

(2) 子どもホットライン24

【内容】

児童・生徒を対等にしたいじめ・不登校、学業、進路、対人関係等の学業生活に関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

各教育事務所児童生徒相談室（P. 119）

【開設日時】

毎日 24時間

() 若者・子ども・若者相談電話

【内容】

子育てや子どもに関するさまざまな相談を受け付けています。

妊婦さん相談 妊娠による身体や心の変化、妊娠中の生活、不安、悩み等

赤ちゃん・子ども相談 身体発育、予防接種、言葉、しつけ、食事、子育て・人間関係の悩み、養育困難、虐待、保健、肢体不自由、知的障害、いじめ、性行、不登校等

思春期相談 性に関すること、性行、感染症、人間関係、心の問題等

【問い合わせ先】

公益社団法人福岡県看護協会 (092) 6 2-0110

【開設日時】

年末年始除く毎日 9:00～17:30

(4) スーカラー

【内容】

不登校及び問題行動などの早期発見・早期対応や予防を図るため、児童生徒の
床心理に関して一度に専門的な知識・経験を有する者等を中学を中心にスー
ンセラーとして配置しています。

【問い合わせ先】

各 中学

福岡県教育庁教育振興部義務教育 教育相談室 (092) 6 3-3911

福岡県教育庁教育振興部 教育 (092) 6 3-3905

(5) 育児「お電話」・メール

保護者等を対等に子育て・教育一般の相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

福岡県立社会教育総合センター内(電話・FAX) (092) 9 7-3515

【開設日時】

月～土 9:00～17:00 (17:00以降は、留守番電話及びFAXにて受付)

※ 第2月曜、第4土曜、祝日、年末年始(12月28日～翌年1月4日)は除きます。

※ ホームページ「ふくおか子育てペア」(soudan@kosodate.pref.fukuoka.jp)では、
電子メールによる相談も受け付けています。

(6) 事による区支

【内容】

DV・いじめ等の被害により、住所の異等ができないまま住する帯や学指
定への学が困難などの事がある児童・生徒が、義務教育が受けられるように相
談・支援する制度です。

【問い合わせ先】

各市区町村(P.120～)教育委員会義務教育担当

(7) 手当

【内容】

中学修了前までの児童を養育している方に対して、手当を支給する制度です。

なお、所制限があり、所制限限度を超過した場合は、給付として月一律
5,000円を支給します。

【支給】

0～3歳	15,000円
3歳～学修了前(第1・2子)	10,000円
3歳～学修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

【問い合わせ先】

各市区町村（P. 120～）児童手当担当 ※公務員の方は、勤務先にお申し出下さい。

() 児童養手

【内容】

の離婚・（ ）の死亡等により、（ ）と生計を共にしていない児童・生徒（障害がある場合は20歳）を養育している方に対して、養育のための手当を支給する制度です。

老齢福祉年金以外の公的年金を受給していない、所 が一定以下などの条件があります。

※ 平成22年8月から 子 帯も対 になりました。

【問い合わせ先】

各市区町村（P. 120～）児童扶養手当担当

() 障害福祉手

【内容】

20歳 で身体又は精神に重度の障害があるために、日 生活において 時介護を必要とする児童に支給される手当です。

ただし、障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき、児童福祉施設などに入所しているときは支給されません。

また、所 による支給制限があります。

【問い合わせ先】

各保健福祉(環境)事務所（P. 123）（ 部のみ）

各市区福祉事務所（P. 127）

(1) 児童養手

【内容】

精神又は身体に障害がある20歳の児童を養育している方に対して、養育のための手当を支給する制度です。

当 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給していないなどの条件があります。

【問い合わせ先】

各市区町村（P. 120～） 別児童扶養手当担当

(11) 育 (生活)

【内容】

児童・生徒がいる生活保護受給 帯に対して、学級費等、教科書等の教材代、学 給食費及び 学のための交 費などを給付するものです。

【問い合わせ先】

各保健福祉(環境)事務所（P. 123）（ 部のみ）

各市区福祉事務所 (P. 127)

【開設日時】

月～金（祝日を除く） 8:30～17:15（県）

(12) 及び 生徒 費

【内容】

的理、によって、就学困難と められる ・中学 の児童・生徒の保護者（生活保護受給者又はこれに準ずるものとして市町村教育委員会が 定した保護者）に対して、学 給食費、修学旅行費、学用品費等を就学援助費として支給する制度です。

【問い合わせ先】

各市町村 (P. 120～) 教育委員会
学している 中学

(1) 立幼 費

【内容】

可私立幼稚園に 園している幼児を つ 帯の 的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助する制度です。

【問い合わせ先】

園している幼稚園

(14) 幼 、 育所 () の 育 減

【内容】

害又は保護者の死亡・傷病等により保育料の納入が困難となった保護者に対して、保育料を減 する制度です。

【問い合わせ先】

幼稚園の場合は、 園している幼稚園
保育所の場合は、各市町村 (P. 120～) 保育所担当

(15) 一時的な どの 育支

【内容】

保育所は、保護者が働いていたり、病 などのため、 において保育することができない児童を、 の保護者にかわって保育する施設です。

保育所によっては、次のような保育支援を行っています。

- ① 延 保育 保育時間（11時間）を超えて行う保育
(保育料のほか別途料金が必要です。)
- ② 一時預かり で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して行う一時的な預かり

- ③ 定保育 保護者の就労形態の多様 に対応するため児童を一定 度（1か月当たり週2、3日 度、又は午前、午後のみ等）¹⁴ 的に行う保育
- ④ 休日保育 日曜・祝日等において保護者の就労等の理¹⁵ により保育が必要とされる児童に対して行う保育
（保育料のほか別途料金が必要です。）

【問い合わせ先】

各市区町村（P. 120～）保育所担当

（1） 所生活 （ショートステイ）事¹⁶

【内容】

保護者が 病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理¹⁷ により において児童を養護することが一時的に困難になった場合や 的な理¹⁸ により緊急・一時的に子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。

【問い合わせ先】

各市区町村（P. 120～）児童福祉担当

（17） 間養 等（トワイライト）事¹⁹

【内容】

保護者が仕事等の理²⁰ により、平日の夜間又は休日に不在となり、 において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

【問い合わせ先】

各市区町村（P. 120～）児童福祉担当

（1） ²¹子どもの人 ²² （福岡 ²³ ）

→P. 90 参照

（1） ²⁴子どもの人 ²⁵ （福岡法 ²⁶ ）

→P. 79 参照

（2） の しの 等の 限

【内容】

児童虐待の被害者又は代理人からの申出により、加害者からの住 票の写しや戸籍の附票の写しなどの交付請求を制限する制度です。

【問い合わせ先】

各市区町村（P. 120～）住 票・戸籍担当

1.1 高齢者に関する相談・支援

(1) 高齢者に関する相談 (各市町村)

【内容】

高齢者虐待に関する相談などを受け付けています。

【問い合わせ先】

各市区町村 (P. 120～) 高齢者支援担当

(2) 地域支援センター

【内容】

市町村等が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活をすることができるように、介護予防事業や高齢者に関する相談への対応など、さまざまな援助や支援を包括的に行う機関です。

【問い合わせ先】

各施設 (P. 140～)

各保健福祉(環境)事務所 (P. 123)

福岡県保健医療介護部 高齢者支援 (092) 63-328

【開設日時】

福岡県	月～金 (祝日除く)	8:30～17:15
北九州市	月～金 (祝日除く)	9:00～17:00 (緊急時は時間外も受付)
福岡市	月～金 (祝日除く)	9:00～17:00
	月～金 (祝日除く)	17:00～21:00 (電話相談のみ)
	土・日・祝日	9:00～21:00 (電話相談のみ)

() 高齢者・障害者法 (福岡県)

→P. 90 参照

1 2 障害者に関する相談・支援

(1) 機 害支

【内容】

相談支援コーディネーターの配置による、次脳機能障害に関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

福岡県障害者リハビリテーションセンター	(092) 9	-10 1
同専門相談ホットライン	(092) 9	-2011
福岡市立心身障がい福祉センター	(092) 721	-1611
業医科 学病院	(093) 603	-1611
久留米 学病院	(09 2) 35	-3311

【開設日時】

福岡県障害者リハビリテーションセンター	月～金	9:15～12:00、13:00～17:00
福岡市立心身障がい福祉センター	月～金	9:00～12:00、13:00～17:00
業医科 学病院	～金	9:00～17:00
久留米 学病院	月～金	10:00～12:00、14:00～17:00

(2) 体 害者手

【内容】

視、聴、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、腸、ヒト疫不ウイルスによる疫、肝臓の機能に法律で定める一定以上の障害がある人は、身体障害者手帳の交付を申請することができます。

【問い合わせ先】

各市区町村 (P. 120～) 障害者福祉担当

() 立支 費支

→P. 51 参照

(4) 障害者手当

【内容】

20歳以上で身体または精神に重度の障害があるために、日常生活において時別の介護を必要とする人に支給される手当です。

ただし、社会福祉施設に入所しているとき、病院または診療所に3か月を超えて入院しているときは支給されません。

また、所による支給制限があります。

【問い合わせ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P.123) (部のみ)

各市区福祉事務所 (P.127)

(5) 短期入所(ショートステイ)事業

【内容】

在宅で障害者(児)を介護している方が、病気や事故、その他の理由で障害者(児)を介護できないときなどに、障害者(児)の障害の程度に応じた施設で短期間入所させて支援を行う事業です。

利用者負担は原則1割ですが、障害の程度や帯の収入に応じ月負担の上限があります。

【問い合わせ先】

各市区町村 (P.120～) 障害者福祉担当

() 高齢者・障害者福祉法 (福岡県)

→P.90 参照

1.3 消費生活に関する相談・支援

(1) 消費生活センター

【内容】

消費者契約において発生した事業者とのトラブル及びその他消費生活に関する相談を受け付け、解決に向けた助言やあっせんを行っています。

【問い合わせ先】

福岡県消費生活センター (092) 632-0999

※ 弁護士相談は事前予約制です。

各市区町消費生活センター又は消費生活相談窓口 (P.128)

【開設日時】

福岡県消費生活センター	月～金（祝日除く）	9:00～16:30
	日（電話のみ）	10:00～16:00

(2) 独立法人生活センター

【内容】

消費者契約において発生した事業者とのトラブルに関する苦しみその他消費生活に関する相談及び苦しみを受け付け、解決に向けた助言やあっせんを行っています。

【問い合わせ先】

生活センター (03) 36-0999

【開設日時】

月～金（祝日除く） 10:00～12:00、13:00～16:00

() 経産局消費生活室

【内容】

定商取引に関する法律、割賦販売法その他 業省の消費者保護に関する法令又は 業省が所管している商品やサービスなどに関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

消費者相談室 (092) 82-558

【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:30～12:00、13:00～16:30

(4) 消費生活センター（福岡弁護士）

→P.90 参照

(5) 日本司法支センター（法テラス）

→P.92 参照

1.4 交通事故に関する相談・支援

(1) 事故^目 所

【内容】

交 事故において発生した損害賠^目、示談、保険請求等に関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

福岡県交 事故相談所	(092) 622-0003
	(092) 603-3168
同 柳川支所	(092) 700-0990
北九州市安 心相談センター	(093) 582-2511
(交 事故相談窓口)	
福岡市市 相談室	(092) 711-097

【開設日時】

月～金（祝日除く）	9:00～16:00（県、北九州市）
月～金（祝日除く）	9:30～12:00、13:00～16:00（福岡市）

(2) 一般財団法人福岡^県 安全^目 (安全活 推進^目)

【内容】

交 事故において発生した損害賠^目、示談、保険請求等に関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

福岡県交 安 協会	(092) 601-8880
-----------	----------------

【開設日時】

月～金（祝日除く）	9:00～12:00、13:00～17:00
-----------	------------------------

() 公益財団法人日^連 事故^目 (福岡^県 法^目)
→P. 90 参照

(4) 福岡^県 土^法 事故被害^目 ート^目
→P. 91 参照

(5) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

【内容】

交通事故当事者の面接相談をとおして、弁護士や法律の専門員による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行っています。

【問い合わせ先】

交通事故紛争処理センター福岡支部 (092) 721-0881

※ 事前予約制です。

() 一般社団法人日本損害

【内容】

損害保険一般に関する相談や調停及び交通事故、自賠責保険・自動車保険の請求に関する相談などを行っています。

【問い合わせ先】

九州支部そんがいほけん相談室 (092) 771-9766

福岡自動車保険請求相談センター (092) 713-7318

【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

(7) 一般財団法人 賠償・共 紛争処理機構

【内容】

弁護士・医師や学識経験者による、保険金支払に関する争いの調停を行っています。

【問い合わせ先】

自賠責保険・共 紛争処理機構本部 (03) 5296-5031

同 阪支部 (06) 6265-5295

【開設日時】

月～金（祝日除く） 10:00～17:00

() 独立 法人 車事故対策機構 (NASVA)

【内容】

自動車事故による重度の後遺障害により一時介護が必要となった被害者に対する介護料の支給や、死亡又は重度の後遺障害となった被害者の に対する 金貸付などを行っています。

- ① 介護料の支給等 訪問看護等在宅介護サービス、介護用品の購入及び消耗品の購入費用に対する介護料の支給及び 期入院（入所）費用の助成制度があります。

- ② 療護センター運営 脳損傷により重度の後遺障害により 時介護が必要となった被害者に対する治療及び介護を行う専門の療護センターを運営しています。
- ③ 各種 金貸付 生活が著しく困 している を対 とした 金貸付制度として、中学 卒業までの児童がいる を対 とした育成金貸付、損害賠 の不履行判決等貸付、後遺傷害保険金（共金）一部立替貸付及び補 金一部立替貸付があります。
- ④ 各種相談・窓口紹介 介護料受給 格者を対 とした在宅介護等に関する相談や交 遺児等の を対 に身 な生活 般に関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

自 車事故対策機構福岡主管支所 (092) 51-7751
 交 事故被害者ホットライン (0570) 000-738
 聖マリア病院（委託療護施設） (09 2) 35-3322

【開設日時】

自 車事故対策機構 月～金（祝日除く） 10:00～17:00

（ ）公益財団法人 遺 等育成基

【内容】

16歳 の自 車事故被害者の遺児が、損害保険金（共 金）から一定の拠出金を払い込 ことにより加入できる年金方 の育成給付制度を運営しています。

【問い合わせ先】

交 遺児等育成基金 (0120) 16-3611
 (03) 5212- 511

（1 ）公益財団法人 遺 育英

【内容】

保護者などが道路上の事故により死亡又は重度の後遺障害により働けず、 的に修学が困難となった 生以上の子どもを対 とした 学金制度を運営しています。

【問い合わせ先】

交 遺児育英会 (0120) 52-1286
 (03) 3556-0773

【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～17:30

(11) 国土 省公共 事故被害者支援室

【内容】

、 道等公共交 における事故による被害者等への支援の確保を図るため、「公共交 事故被害者支援室」を開設。

- ① が一、公共交 における事故が発生した場合の 提供のための窓口機能
- ② 被害者等が事故発生後から び平 なる生活を営 ことができるまでの中 期にわたるコーディネーション機能
 - ・ 被害者の安 心を収 束・整理し、被害者 へ提供
 - ・ 被害者等の ニーズに応じ、事業者等による 避難場所・宿泊施設・交 渉 の 配等をコーディネート
 - ・ 警察・消防等に被害者等の ニーズを
 - ・ 事故当事者である交 渉事業者に対する指導・助言
 - ・ 事故調査 、 制の 直しに関する の提供
 - ・ 生活相談、「心のケア」に関する相談等を受け、関係機関を紹介

【問い合わせ先】

土交 省公共交 事故被害者支援室 (03) 5253-8969

(12) 日本司法支 ン ← (法テラス)

→P.92 参照

15 外国人に関する相談・支援

(1) 公益財団法人福岡県国際交流センター

【内容】

在住外国人の方が抱える諸問題について、様々な機関、団体等と連携しながら、問題解決のための相談を行っています。(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

【問い合わせ先】

公益財団法人福岡県国際交流センター (092) 725-9200

【開設日時】

毎日(年末年始を除く) 10:00~19:00

(2) 福岡県入国管理局

【内容】

外国人入国審査官、在留審査官その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続きに係る案内などを行っています。

【問い合わせ先】

入国審査・在留審査部門 (092) 626-5200

【開設日時】

入国審査・在留審査部門 月～金(祝日除く) 9:00~16:00

(3) 外国人のための入国審査官(福岡法務局)

→P. 79 参照

(4) 外国人法務官(福岡法務局)

→P. 91 参照

(5) 定住外国人生活支援法人グローバルライフサポートセンター

【内容】

在住外国人の方が抱える個別の諸問題について、問題解決のための相談を行っています。(日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語に対応)

【問い合わせ先】

グローバルライフサポートセンター (092) 283-8880

【開設日時】

月～金(祝日除く) 9:00~17:00

16 人権に関する相談・支援

(1) 北 市人 推進 センター

【内容】

人 に関する様々な相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

人 推進センター (093) 562-5088

【開設日時】

月～金（祝日除く） 8:30～12:00、13:00～17:00

(2) 福岡市人 啓発 センター

【内容】

人 に関する様々な相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

人 啓発センター (092) 262-8687

【開設日時】

月～土（祝日除く） 10:00～17:00

() 福岡法 局

【内容】

人 に関する様々な相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

福岡法務 (092) 832-311

設相談 0570-003-110

子どもの人 相談 (0120) 007-110

女性の人 ホットライン (0570) 070-810

外 人のための人 相談（ア ス福岡3 「こくさい ば」にて実施）

(092) 832-311

※ このほか、インターネット相談もあります。

【開設日時】

設相談、子ども、女性相談 月～金（祝日除く） 8:30～17:15

外 人相談（ア ス福岡3 「こくさい ば」にて実施）

毎月第2土曜 13:00～16:00

17 警察に関する相談・支援

(1) 犯罪被害者^目 電話「ミズ・ワークス・ライン」

【内容】

犯罪被害者やその の方々の心のケアを行っています。

【問い合わせ先】

警察本部被害者支援・相談 (092) 632-7830

【開設日時】

月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:45

(2) 警察安全^目 コーナー

【内容】

警察に関する相談、苦 、要望・ 等を受け付けています。

【問い合わせ先】

警察本部被害者支援・相談 (092) 6 1-9110
または 9110

【開設日時】

月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:45

() 少年 ート ン ー

【内容】

年の 行や 年に関する犯罪被害に関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

各 年サポートセンター (P.119)
各警察署 (P.125)

【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～17:45

(4) 団追放ダイヤ

【内容】

暴力団犯罪などに関する相談及び 提供を受け付けています。

【問い合わせ先】

警察本部組 犯罪対策 (092) 622-070
北九州市警察部内 (093) 582-8930
各警察署 (P.125)

【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:30～17:30

(5) 被害者連絡

事及び犯罪被害者等のための制度、捜査、被害者の検査、捕獲者の処分について、事件を担当する捜査員が連絡する制度です。

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯や逃走事件、交通事故死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族が対象です。

() 地域警察官による訪問活動

犯罪被害者等の要望を踏まえた上で訪問し、被害の回復や防犯等に関する提供、防犯指導及び警察に対する要望等の聴取などを行っています。

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族が対象です。

(7) 診断書等の費用

身体犯の事件捜査又は立件のため必要となる診断書等に要する費用について公費で支出する制度です。

傷害等で重傷を負った被害者が対象です。

() 再被害防

犯罪被害者等が加害者から再び被害を加えられることを防避するため、警戒配置、取及及び防犯指導などを行っています。

被害を受けるおそれが高く、組織的・体系的な被害防避措置を講ずる必要がある犯罪被害者等が対象です。

() 犯罪被害者支

女性警察官による捜査、取扱いにおける配慮、緊急妊娠等の費用負担(初診料、診書料、緊急妊娠費用等)を行っています。

(1) 子ども対応

児童相談所等の関係機関との連携と割分担の下で、子どもの保護に当たったり、年相談専門員、年補導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。

(11) 事故被害者支

交通事故相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援制度、示談・調停等の基本的な制度、逃走等のや各種相談窓口・被害者支援組・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(12) DV被害者支

配偶者からの暴力事 には、裁判所が被害者の申立てにより保護 令を発する に、裁判所へ書面を提出したり、保護 令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っていません。

(13) ストーカー被害者支

つきまとい等に対する警告、禁 令等の行政上の 置、ストーカー行 に対する査及び被害者が自ら被害を防 するための援助 置等を行っています。

(14) 被害者等の緊急一時避難場所の確保に係る公費負担

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど 住が困難で、自ら 住する場所が確保できない場合などには、公費により、緊急かつ一時的に 難するための宿泊場所を提供しています。

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺 が対 です。

(15) 解剖に関する公費負担

遺 の負担を軽減するため、解剖費、遺体の修復費、 医が作成する検 書料、解剖終了後の希望地までの 料等については、費用を公費で負担する制度です。

【(5) ～ (15) の問い合わせ先】

事件・事故を扱った警察署 (P. 125)

18 暴力団追放に関する支援

(1) 暴力団追放

【内容】

暴力団員による不当な行 による被害や暴力団 運 の推進などに関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

公益財団法人福岡県暴力 運 推進センター (092) 651-8938
(092) 651-8988 (FAX)
北九州市安 ・安心相談センター (093) 582-2100
(事介入暴力相談窓口) (093) 582-3889 (FAX)
福岡市暴力 相談センター (092) 711-076
(092) 711-083 (FAX)

【開設日時】

月～金 (祝日除く) 9:30～16:30 (福岡県暴力 運 推進センター)
月～金 (祝日除く) 9:00～16:00 (北九州市安 ・安心相談センター)
月～金 (祝日除く) 10:00～16:00 (福岡市暴力 相談センター)

(2) 福岡 暴力団追放 推進 ン ー被害者等救

【内容】

暴力団員による不当な行 により身体、財 に被害を受け、又は暴力団 運 を推進しようとする団体又は個人に対する下記の各種費用の貸付をおこなっています。

- ① 暴力団又は暴力団員を当事者の一方として行う に必要な各種費用の貸付
- ② 暴力団の不当な行 によって受けた身体的、財 的被害を回復するために必要な各種費用の貸付
- ③ 暴力団又は暴力団員の不当な行 の防 のため、地域住 が団 して行う暴力団 除運 に必要な各種費用及び器材の貸付
- ④ その他暴力団 除活 に関し、必要と められる各種費用の貸付

【問い合わせ先】

公益財団法人福岡県暴力 運 推進センター (092) 651-8938
(092) 651-8988 (FAX)

【開設日時】

月～金 (祝日除く) 9:30～16:30

19 検察庁に関する相談・支援

(1) 被害者支援員による支援

【内容】

被害者支援員による下記の支援を行っています。

- ① 犯罪被害者相談
- ② 被害者等 知（検察庁の行う被害者等に対する 知）の補助
- ③ 検察官室、法 等への 内、付添い
- ④ 事、人 問等の など被害者等に対する各種 提供
被害者支援機関・団体等の紹介

【問い合わせ先】

福岡地方検察庁被害者支援員室 (092) 73 - 9080
同 倉支部被害者支援員室 (093) 592 - 9 1

【開設日時】

福岡地方検察庁被害者支援員室 月～金（祝日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00
同 倉支部被害者支援員室 月～金（祝日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

(2) 被害者等 知 度

事事件の処分、裁判、加害者の収容先 事施設、罪裁判確定後の 事施設における加害者の処遇、加害者の 事施設からの出所 等を 知する制度です。
犯罪被害者、その 等及び事件の目 者等の参考人(一部の 知を除く)が対 です。

() 再被害防 のための受刑者の釈放 定等の 知

被害者等 知制度とは別に、被害防 のために必要がある場合に加害者の 予定等を 知する制度です。

(4) 確定記録の閲覧

事裁判が終了した事件の記録や裁判書（判決書や決定書、捕令 や 差 令などの 令書）の 制度です。

(5) 不起訴記録の閲覧

不 記録は、原 として できませんが、被害者参加制度の対 となる事件（被害者参加制度参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、査・公判に支障を生じたり、関係者の ライ シーを侵害しない で、実 分調書等を することができます。

被害者参加制度の対 とならない事件の被害者等については、事 等において被害回復のため損害賠 請求 その他の を行 するために必要と められる場合にのみ実 分調書等を することができます。

() 裁判における意見陳述

事裁判の法 で、被害に関する心 等の を述べることができる制度です。
事前に検察官に希望を申し出る必要があります。

(7) 被害者参加 ！

殺人、傷害、自 車運転過 致死傷等の一定の 事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を た場合、「被害者参加人」として公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に 問したり、事実又は法律の 用について を述べたりすることができます。また、平成25年12月1日から、被害者参加制度を 用して、被害者参加人が公判期日等に出席した場合の旅費（交 費）及び日当が支給されることとなりました。

なお、被害者参加人としての行 を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依するお金がない場合（要件についてはP.93参照）は、 が 等を負担する弁護士の選定を求めることができます（ 選被害者参加弁護士制度）。

() 被害者 報の

性犯罪等の 事事件について、公開の法 で被害者の 等を らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、 の 等の は、被害者の 等を らかにしない方法で行われます。

() 同種余罪事件の公判記録の閲覧 ・コピー

された 事事件に 罪がある場合で、当 罪事件による被害に対する損害賠償請求をするために必要があるときには、 された 事事件の記録の 、コ ーをすることができます。

(1) 被害回復 支 ！

財 犯等の犯罪行 により犯人が た財 （犯罪被害財 ）については、その犯罪が組 的に行われた場合や、犯罪被害財 が の口 に されるなどいわゆるマネー・ ーダリングが行われた場合には、犯人からはく した犯罪被害財 を金 してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

事裁判で 定された財 犯等の犯罪行 の被害者等のほか、そうした犯罪行 と一連の犯行として行われた財 犯等の犯罪行 の被害者等が対 です。

【(2) ～ (10) の問い合わせ先】

事件を扱った検察庁 (P.135、P.139)

20 海上保安庁に関する相談・支援

(1) 犯罪被害者等への 報提供 (被害者連絡 費)

事 及び犯罪被害者等のための制度、被 者検 までの 査 、被 者の検
、 捕被 者の処分 について、事件を担当する 査員が連絡する制度です。
殺人、傷害、性犯罪等の身体犯や 難死亡事件の被害者又はその遺 が対 です。

(2) 経 的負担の軽減 (解剖遺体の搬送 修復費の公費負担 費)

法解剖が行われた場合、 開 等を目立たせないように遺体を修復するための 費
や遺体を遺 の希望する場所まで するための 費を公費で負担する制度です。

() 犯罪被害者等の安全確

犯罪被害者等の方々からの事 聴取に当たっては、 ライ シーの保護、身体の安
の確保、精神的負担の軽減等に配 し、安心して事 聴取に応じられるよう必要な 置
を じています。また、性犯罪被害者については、女性 上保安官による事 聴取を行
うなど、精神的負担の 和に努めています。

【問い合わせ先】

事件を扱った 上保安部又は 上保安署 (P. 133)

2 1 裁判所における支援

(1) 裁判の 先の傍聴

傍聴希望者が多い 事事件で傍聴券が必要となった 、犯罪被害者等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配 しています。

(2) 事件記録の閲覧 ・コピー

原 として、 事事件の記録の 、コ ーをすることができます(収入印紙150円、別途コ ー代必要)。

() 公判における意見陳述

事裁判の法 で、被害に関する心 等の を述べることができる制度です。事前に検察官に希望を申し出る必要があります。

(4) 公判における不安緩和措置

事 によっては法 で 言する 、心理カウンセラーや 間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、 、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法 とテ ビ回 で ばれた別室から 言することができます。

(5) 損害賠償命令

殺人、傷害等の一定の 事事件について、その 事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠 を じる旨の申立てをすることができる制度です(収入印紙2,000円ほか必要)。

() 報の

性犯罪等の 事事件について、公開の法 で被害者の 等を らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、 の 等の へ は、被害者の 等を らかにしない方法で行われます。

(7) 被害者参加

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に 問したり、事実又は法律の 用について を述べたりすることができます。また、これらの行 を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依 するお金がない場合(要件についてはP.93参照)は、 が 等を負担する弁護士(選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。

() 刑事和解

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの事上の争いについて示談(和解)ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができる制度です(収入印紙2000円ほか必要)。

示談の内容が記載された公判調書には、事裁判で和解ができたのと同じ力があります。

() 少年事件記録の閲覧・コピー

許可を受けて年事件記録の、コピーができます(収入印紙150円、別途コピー代必要)。

(1) 少年事件に関する意見陳述

裁判所に事件がらわれてきた後、年の処分が決まるまでの間に裁判官や裁判所調査官に対して、被害に関する心や事件に関するを述べることができる制度です。

事前に裁判所に申し出る必要があります。

(11) 審判状況の説明

年事件において、審判期日における審判のについてを受けることができる制度です。

(12) 審判傍聴

年事件のうち、一定の重事件(被害を受けた方が亡くなったり、生に重な危険を生じさせた傷害を負った事件)については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができる制度です。

事前に裁判所に申し出る必要があります。

(1) 審判結果の知(少年事件)

年事件において、年に対する処分等の知を受けることができる制度です。

【問い合わせ先】

事件を扱った裁判所(P.136～、P.139)

2 2 その他刑事手続に関する申立制度

(1) 検察審査

検察官による不 処分の不 がある犯罪被害者や告 人などは、その不 処分が当であるかどうかの審査を検察審査会に対して求めることができます。

検察審査会の審査の (相当、不 不当などの議決)を受けて、検察官が度事件を 査した上で被 者を することがあります。

また、「 相当」の議決に対して検察官が不 したり、一定期間内に処分をしない場合には、検察審査会は 度審査を行い、その 、 をすべきとの議決 (議決)をしたときは、検察官の判 にかかわらず の がとられます。この場合は、裁判所が指定する弁護士が検察官の職務を代わって行うこととなります。

【問い合わせ先】

各検察審査会 (P. 137)

(2) 審判請求

一定の事件につき検察官による不 処分の不 がある告 ・告発人が、裁判所に対して被 者の を求めることができる制度です。不 処分の 知を受けた日から7日以内に、担当検察官を じて申し立てる必要があります。

裁判所による を める決定があった場合には、被 者は検察官の判 に関わりなく されます。この場合は、裁判所が指定する弁護士が検察官の職務を代わって行うこととなります。

※ 公務員の職 用や警察官・検察官・ 務官などによる職務 行上の傷害・暴行などの事件が対 です。

【問い合わせ先】

事件を扱った検察庁 (P. 135)

事件を扱った検察庁の事件を管 する裁判所 (P. 136)

2.3 弁護士会における犯罪被害者等支援

(1) 犯罪被害者支援法

【内容】

犯罪被害者を対象とした無料電話相談又は面接相談（初回のみ無料）による法律相談を行っています。

【問い合わせ先】

福岡県弁護士会犯罪被害者支援センター (092) 738-8363

【開設日時】

月・金 16:00～19:00

(2) 子どもの人権

【内容】

子どものための人権相談を行っています。

【問い合わせ先】

子どもの人権110番 (092) 752-1331

【開設日時】

土 12:30～15:30

(3) 高齢者・障害者の被害者支援法

【内容】

高齢者・障害者のための法律相談ほかさまざまな法的支援を行っています。

【問い合わせ先】

神弁護士センター (092) 72-7709

北九州法律相談センター (093) 561-0360

久留米法律相談センター (092) 30-01

(4) 消費者被害者支援法

【内容】

一般消費者などからの法律相談を行っています。

【問い合わせ先】

各法律相談センター (P.138)

(5) 公益財団法人日経連 交通事故センター (福岡弁護士会)

【内容】

交通事故当事者からの法律相談や示談の斡旋、審査を行っています。

【問い合わせ先】

各法律相談センター (P.138)

() 福岡県 事故被害者サポートセンター

【内容】

交 事故当事者からの法律相談を行っています。

【問い合わせ先】

交 事故被害者サポートセンター (092) 7 1-2270

【開設日時】

電話受付 月～金（祝日除く） 13:00～16:00

(7) 外国人法 月

【内容】

外 人の の法律相談（無料面接相談）を行っています。（事前予約制）

【問い合わせ先】

外 人法律相談センター (092) 737-7555

【予約受付日時】

月～金（祝日除く） 10:00～16:00（日本語）

※ 第2金曜 10:00～13:00 は中 語、第 金曜 10:00～13:00 は中 語及び英語も対応

() 一般法 月 (福岡県 弁護士)

【内容】

面接相談又は内容によっては電話相談による法律相談を行っています。

【問い合わせ先】

福岡県弁護士会 (P. 138)

24 日本司法支援センター（法テラス）における犯罪被害者支援

（1） 報提供

【内容】

犯罪被害にあわれた方や、遺（犯罪被害者等）が、そのときも必要な支援が受けられるよう、①法制度の紹介 事 の流れなどに関する や相談者が用し る 的支援制度（日弁連委託法律援助、 選被害者参加弁護士制度、 事法律扶助制度）について無料で 提供、②支援窓口の 内 被害者が求める支援内容（どこで、どのような支援を、どのように受けられるか等）のほかに、 な窓口紹介や関係機関への し、③犯罪被害者支援の 験や理解のある弁護士の紹介や、 的支援制度の 用についての取次などを行っています。

【問い合わせ先】

法テラス福岡地方事務所 （050）3383-5501
同 北九州支部 （050）3383-5506
法テラスコー センター （0570）079-71 （ただし、③犯罪被害者支援の 験や理解のある弁護士の紹介は行っていません。）

【開設日時】

福岡地方事務所、北九州支部	月～金（祝日除く）	9:00～17:00
法テラスコー センター	月～金（祝日除く）	9:00～21:00
	土（祝日除く）	9:00～17:00

（2）日 連委託法 （犯罪被害者法 ）

【内容】

殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等一定の犯罪被害者等及びその 若しくは遺 を対 に、 事及び 年審判等の ・行政 について弁護士による援助を実施するという制度です。

用を希望される方が、 力（現金、預金などの流 の合計 ）から犯罪行を原因として6ヶ月以内に支出することとなると められる費用の（治療費等）が200円 という条件を たす場合に、 事裁判や行政 等の活 に関する弁護士費用等の援助を行います。

ただし、財 犯の被害者は原 として援助の対 となりません。また、損害賠 を目的とするもの、DV事件にかかる裁判所の保護 令申立事件は、 事事件ですので 事法律扶助（後述）の対 となります。

【問い合わせ先】

法テラス福岡地方事務所 （050）3383-5501

【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～17:00

() 選被害者参加士

【内容】

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席して 述や被告人に対する 問を行うなど、 事裁判に直接参加することができる「被害者参加制度」において、 的に がない被害者参加人を対 に、弁護士による援助が受けられるよう、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、 がその費用を負担する制度です。

この制度の対 となる罪は、①殺人、傷害などの故 の犯罪行 により人を死亡させた罪、② 姦、 制わいせつなどの罪、③自 車運転過 致死傷などの罪、④ 捕及び監禁の罪、 略 、誘拐、人身売 などです。また、制度の 用にあたっては、被害者参加人の方が、 力（現金、預金などの流 の合計 ）から犯罪行 を原因として6ヶ月以内に支出することとなると められる費用の （治療費等）を差し引いた が200 円 であるという条件を たす必要があります。

法テラスでは、被害者参加人などからの申請があったときは、被害者参加人から 選被害者参加弁護士の選定に関する を聴取し、その を踏まえ 選被害者参加弁護士の 補を選定して裁判所に指 知します。

【問い合わせ先】

法テラス福岡地方事務所 (050) 3383-5501
同 北九州支部 (050) 3383-5506

【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～17:00

(4) 事法

【内容】

犯罪を受けたことによる損害賠 請求・損害賠 令の申立やDVにおける保護 令申立は 事事件となります。これら 事事件の について弁護士による援助を希望する場合、 力が一定 以下であるなど一定の条件を たす方を対 に、法テラスが弁護士費用等の立替えを行います。

【問い合わせ先】

法テラス福岡地方事務所 (050) 3383-5501
同 北九州支部 (050) 3383-5506

【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～17:00

2 5 その他法的トラブルに関する相談・支援

(1) 一般法 員 (福岡 員)

【内容】

県 を対 とした弁護士による無料法律相談（1人30分 度の面接方 、事前予約制、 業や法人等としての相談・ 事事件に関する相談を除く）を県下5 所で行っています。

市町村においても同様の相談を行っている自治体があります。

【問い合わせ先】

福岡県総務部県 (092) 6 3-3103

(2) 一般法 員 (福岡 員 士)

→P.91 参照

() 司法書士 合員 シ ← (福岡 員 司法書士)

【内容】

県 が抱える様々な法律問題を へ 軽に相談できる窓口として県下6 所に設置しています。 金などの多重 務問題、 商法などの消費者問題、成年後 制度、相 や会社設立の登記相談など、 法書士が相談に応じています。また、 りの 法書士の紹介などを行っています。

【問い合わせ先】

福岡県 法書士会 (P.138)

26 保護観察等に関する相談等

(1) 意見等聴取

担当地方更生保護委員会が行う加害者の
・ 院の審理において、申出人が
や被害に関する心 を述べる制度です。
・ 院の可 判 や、許された場合の 別 守事 の決定等に当たって考
されます。

(2) 心 等伝達

被害に関する心 、犯罪被害者等の置かれている 、保護 察中の加害者の生活や
行 に関する を聴いて、加害者に える制度です。

() 加害者に対する 報の 知

加害者が受ける保護 察の開始日、どこの保護 察所で保護 察を受けるか、どのよ
うに保護 察を受けているか、いつ・どうして保護 察が終わったのか等の を被害
者等に 知する制度です。

(4) 月 支

被害者等の不安や悩み事を聴き、 用可能な制度や、 等に関する を提供したり、
より な関 を行う関係機関等の紹介・あっせん等を行っています。

【問い合わせ先】

- (1) 九州地方更生保護委員会 (092) 761-7781
(2) ～ () 福岡保護 察所被害者相談支援室 (092) 737-6963

【開設日時】

月～金(祝日除く) 9:30～16:00

(5) 被害者等 知 度 (矯正管区、少年院)

【内容】

少年院 致処分を受けた加害者の処遇 等の 知を希望する被害者等に対して、加害 年の収容されている 少年院の 及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出 院年月日等を 知しています。

【問い合わせ先】

福岡 管区	(092) 661-1137
福岡 少年鑑別所	(092) 5 1-793
倉 少年鑑別支所	(093) 965-1112
福岡 少年院	(092) 565-3331
筑紫 女苑	(092) 607-5695

() 加害者の部 に関する (矯正管区、刑 所)

【内容】

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交 (面会、信書の発受) に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての を行っています。

【問い合わせ先】

福岡 管区	(092) 661-1137
北九州医療 務所	(093) 963-8131
福岡 務所	(092) 932-0395

27 犯罪被害者等に対する給付金・支援金等

(1) 犯罪被害者等

【対】

り魔殺人などの故の犯罪行により、不の死亡、重傷病又は障害という重な被害を受けたにもかかわらず、らの公的や加害者からの損害賠償もられない犯罪被害者又は遺を対とした制度です。

ただし、の間で行われた犯罪犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合他の公的給付(労、保険、自賠責保険、害共給付など)や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の部又は一部が支給されないことがあります。

【内容】

① 遺給付金 犯罪行によって、亡くなられた犯罪被害者の遺が対となります。給付金を受けられる遺にはと位があります。(原として、①配偶者、②子、③、④、の)

給付金のは、犯罪被害者の年齢や勤労による収入などに基づいて定されます。

② 重傷病給付金 犯罪行によって、重傷病を負った犯罪被害者本人が対となります。重傷病とは、加療1ヶ月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷又は病(ただし、犯罪被害に因するPTSD等の精神である場合は、加療1ヶ月以上で、かつ、その症の度が3日以上以上の労務にすることができない度であった場合には入院期間がなくても対となります。)をいいます。

給付金のは、1年を限度とした保険診療による医療費の自己負担相当と休業損害を考したの合です。

③ 障害給付金 犯罪行によって、身体に法令に定める障害(第1級～第14級)がった犯罪被害者本人が対となります。

給付金のは、障害の度及び犯罪被害者の年齢や勤労による収入などに基づいて定されます。

【問い合わせ先】

警察本部被害者支援・相談 (092) 6 1 - 1 1 (代)
福岡犯罪被害者総合サポートセンター (092) 77-3156
(092) 582-2796 (北九州窓口)

【開設日時】

警察本部被害者支援・相談 月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:45
福岡犯罪被害者総合サポートセンター 月～金(祝日・年末年始を除く)10:00～16:00

【その他】

本給付金の支給申請に当たっては、公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター(福岡犯罪被害者総合サポートセンター)による申請補助を受けることができます。

(2) 犯罪被害者等に対する支 援基金 (公益財団法人犯罪被害救 援基金)

【対 象】

現に著しく困 窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神に 従って 特別な 支 援を 受ける必要があると 認められるにもかかわらず、加害者からの賠 償 又は犯罪被害者等 給付金その他の公的な 制度若しくは保険による補 償を受けることができない方を 対 象として、 支 援金を支給する事業です。

【問い合わせ先】

公益財団法人犯罪被害 援基金 (03) 5226-1020

【開設日時】

月～金(祝日除く) 9:00～17:00

() 犯罪被害者見舞 金 (宗像市)

【対 象】

日本 国内の故 人の殺人事件遺 害や傷害を受けた 市 民に対して、 金を給付する 制度です。

【問い合わせ先】

市総務 (09 0) 36-1272

28 奨学金・学校給付金に関する相談・支援

(1) 公益財団法人犯罪被害救済基金

【対 象】

犯罪被害者遺児等に対する学費の給付及び学生とその保護者からの生活相談などを行っています。

【問い合わせ先】

犯罪被害救済基金電話相談コーナー (03) 5226-1020 (生活相談)

【開設日時】

月～金(祝日除く) 9:00～17:00

(2) 独立行政法人日本学生支援機構

【対 象】

合理的により修学が困難な学生等に対して、学費の貸付を行っています。入学前に申し込める予約用(等学、専修学以外)、年度当初に申し込める在学用及び災害や計支者の死亡その他別の事が生じた場合における緊急・応急用があります。

【問い合わせ先】

在学している学

又は日本学生支援機構九州支部 (092) 282-1010

() 公益財団法人福岡県教育文化財団

【対 象】

合理的により修学が困難な等学又は同等のに学ぶ学生に対して、入学支度金及び学費の貸付を行っています。入学前に申し込める予約募、在学中に申し込める在学募及び災害や計支者の死亡その他別の事が生じた場合における緊急募があります。(入学支度金貸付は予約募のみです。)

【問い合わせ先】

在学している学

又は福岡県教育文化財団福岡支所 (092) 61-7326

【開設日時】

月～金(祝日除く) 8:30～17:45

(4) あしなが育英

【対】

病^{へん}害・自殺などにより保護者を亡くしたり、重度後遺障害により働けない保護者の遺児等に対して、学^{がく}金の貸^かを行^いっています。入学前に申し込^い予^よ約^{やく}用^{よう}及び在学中に申し込^い在^{ざい}学^{がく}用^{よう}があります。また、私立学^{がく}入^{にゅう}学者^{がく}を対^{たい}とした入^{にゅう}学^{がく}一^{いつ}時^じ金^{きん}貸^かもあ^ありま^ます。

※ 交^{こう}事^じ故^この遺^い児^じ等^らは対^{たい}外^{がい}です。

【問い合わせ先】

在^{ざい}学^{がく}し^てい^る学^{がく}

又^{また}はあ^あし^しな^なが^が育^{いく}英^{えい}会^{かい}業^{ぎょう}務^む (03) 3221-0888

(5) 独立 法人日本ス^ポーツ振^興シ^ンター (災^{さい}害^{がい}共^{こう}助^{じょ})

【対】

学^{がく} (幼^{よう}稚^ち園^{えん}・保^ほ育^{いく}所^{じょ}等^らも含^ふめ^る) の管^{かん}理^り下^かに^おけ^る児^こ童^{どう}生^{せい}徒^と等^らの^おし^らい^の害^{がい} (負^お傷^け、病^{びょう}、障^{しょう}害^{がい}又^{また}は死^し亡^{わう}) に対^{たい}して^は、害^{がい}共^{こう}給^{きつ}付^ふ (医^い療^{りょう}費^ひ、障^{しょう}害^{がい}金^{きん}又^{また}は死^し亡^{わう}金^{きん}の支^し給^{きつ}) を行^いいま^ます。

【問い合わせ先】

在^{ざい}学^{がく}し^てい^る学^{がく}

又^{また}は日^{にっ}本^{ぽん}ス^ポー^ツ振^興セ^ンタ^ー福^{くわく}岡^{がわ}支^し所^{じょ} (092) 738-8725

29 労働に関する相談・支援

(1) 労働局 (福岡労働者支援事務所)

【内容】

解雇、いじめ、セクシュアラスメント、パワーラスメントなど、働く上でのさまざまな相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

各労働者支援事務所 (P. 119)

【開設日時】

月～金 (祝日除く) 8:30～17:15
(祝日の場合は翌日) 17:15～20:00 【夜間電話相談】

(2) 労働局 (福岡労働局)

【内容】

解雇、いじめ、パワーラスメントなど働く上での相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

神総合労働相談コーナー (0120) 601-025
(092) 739-2790

各総合労働相談コーナー

各労働基準監督署 (P. 132)

福岡労働 総務部 画室内 (092) 11-76

外人労働相談コーナー (092) 11-862

【開設日時】

神総合労働相談コーナー 月～金 (祝日除く) 9:15～17:00
外人労働相談コーナー 月、木 (祝日除く) 9:00～16:00

() 福岡労働局雇用均等室

【内容】

職場における性別を理由とする差別やセクシュアラスメント、妊娠、出産、育児休業等を理由とする解雇や不利益取扱いなどに関する相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

福岡労働 雇用均等室 (092) 11-89

(4) 公共職業安定所 (ハローワーク)

【内容】

求職者に対する職業相談及び就職支援を行っています。

【問い合わせ先】

各ハローワーク (P. 132)

(5) 雇用

【内容】

雇用保険の被保険者が失業した場合に支給されます。失業給付(基本手当)以外にも、就職促進手当、就業手当、就職手当及び雇用就職支度手当があります。また、病気やけが、妊娠、出産、育児(3歳)等や十分な理由により就職できない場合には、受給期間の延長制度があります。

なお、一定期間の被保険者期間が必要などの支給要件があります。

【問い合わせ先】

各センター (P.132)

又は福岡労働職業安定 (092) 3-9801

(6) 労働基準監督署(労働災害、労働条件に関する等)

【内容】

業務上の事故又は勤による労働者の負傷、病、障害、死亡等における労働保険の給付や労働条件に関する相談などを行っています。

【問い合わせ先】

各労働基準監督署 (P.132)

又は福岡労働労働補 (092) 11-799

(7) 障害者生活支援センター

【内容】

身近な地域で、就職、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、障害者の皆さんを就業面、生活面で一体的に支援します。

【問い合わせ先】

各障害者就業・生活支援センター (P.145)

(8) 障害者職業紹介事業

【内容】

障害者に対する①就職希望の障害者登録、②就職相談、③職業紹介、④就職後の定などの就職支援を行っています。

【問い合わせ先】

福岡県中 業障害者雇用 事業事務 (会社 内)

(092) 791-2018

【開設日時】

月～金(祝日除く) 10:00～17:00

() 子育て 職支 ン ー 事 務 所

【内容】

就職を希望する子育て女性に対し、①就業相談、求人、保育所等の 提供、②就職サポートセミナー、③求人開拓、就職あっせんまできめ細やかな支援をワンストップ で行っています。

【問い合わせ先】

各労働者支援事務所（子育て女性就職支援センター）(P.119)

【開設日時】

月～金（祝日除く） 8:30～17:15

(1) 福岡 70 歳現役応 ン ー

【内容】

職場や地域で活躍したい 年齢者のための総合支援拠 点です。専門相談員が一人 ひとり の希望にあった進路を提 案 ・ 紹介します。

【問い合わせ先】

福岡県福祉労働部労働 新雇用開発 (092) - 6 3 - 3 5 9 3

福岡県70歳現 応援センター

福岡 フィス (092) - 3 2 - 2 5 7 7

北九州 フィス (093) - 5 1 3 - 8 1 8 8

【開設日時】

月～金 9:30～18:00（祝日、年末年始を除く。）

筑後地区出 相談（久留米市） 毎週 曜、金曜 10:00～17:00

筑豊地区出 相談（飯 塚 市） 毎週 曜 10:00～15:00

(11) 若 者 ワ ー プ ラ ザ 北

【内容】

若年者の就業相談、就業 提供、就職支援 の開 などを行っています。

【問い合わせ先】

若者ワー ラ 北九州 (093) 5 3 1 - 5 1 0

【開設日時】

月～土（祝日除く）、第2日曜日 10:00～18:00（木曜日は20:00まで）

(12) 北 市 年 齢 者 就 業 支 援 セ ン タ ー

【内容】

年齢者の就業相談などを行っています。

【問い合わせ先】

年齢者就業支援センター (093) 8 8 2 - 5 0 0

【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～16:30

（1）福岡SOHOセンター

【内容】

ホームページにて、S H に関する仕事 の提供を行っています。

【問い合わせ先】

福岡S H サポートセンターホームページ（<http://www.sohofukuoka.co.jp>）

福岡県福祉労働部労働 新雇用開発 (092) 6 3-3593

（14） 等技 訓練促進費等事^費

【内容】

児童扶養^給当受給の所 準にあるなどの一定の条件を たす 子 の 及び子 の が、看護師・ 看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士又は作業療法士の格取 のために2年以上養成機関で修業する場合に、修業開始から2 ヶ月を上限に（平成25年3月31日までに修業を開始した場合は、 期間（上限3年）、平成2年3月31日までに修業を開始した場合は上限なし。）毎月一定 を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、入学支援修了一時金を支給します。

【問い合わせ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P.123) (部のみ)

各市区福祉事務所 (P.127)

【開設日時】

月～金（祝日を除く） 8:30～17:15（県）

（15） 立支 育訓練

【内容】

児童扶養^給当受給の所 準にあるなどの一定の条件を たす 子 の 及び子 の が、厚生労働 指定の教育訓練 を受 し、修了した場合に給付金が支給される制度です。

【問い合わせ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P.123) (部のみ)

各市福祉事務所 (P.127)

【開設日時】

月～金（祝日を除く） 8:30～17:15（県）

(1) 福岡県等・自立センター

【内容】

子などに対して、①就業相談やワーとタイアップした就職あっせん、②自立支援プログラムの作成、③就業支援会の開催などの就職支援を行っています。

【問い合わせ先】

福岡県 子等就業・自立支援センター (092) 58-3931
同 飯塚ブラン (098) 21-0390
久留米 子等就業・自立支援センター (092) 32-110

【開設日時】

福岡県 子等就業・自立支援センター
月～金（祝日除く） 9:00～17:00
日 9:00～16:00
同 飯塚ブラン
月～金（祝日除く） 9:00～17:00
日 センターで受付
久留米 子等就業・自立支援センター
月、金（祝日除く） 9:00～18:00
（祝日除く） 10:00～20:00
土、第1・3日曜（祝日除く） 13:00～17:00

(17) 独立法人 齢・害・求職者雇用支援機構

【内容】

求職者に対して、希望、性、職業能力開発等を業や労働市場のニーズと照合しながら、後のリア形成の方向性を確にするための支援や、な職業訓練コースを選定するための支援等を行っています。

また、就労に直接関係したを身につけるための修も行っていきます。

【問い合わせ先】

福岡職業訓練支援センター (093) 61-906
八 職業能力開発促進センター
福岡職業訓練支援センター（福岡事務所） (092) 7-000
飯塚職業能力開発促進センター (098) 22-018
九州職業能力開発学 (093) 963-0125

【開設日時】

福岡職業訓練支援センター 月～金（祝日除く） 9:00～17:00
八 職業能力開発促進センター、同 福岡事務所
飯塚職業能力開発促進センター 月～金（祝日除く） 9:00～17:00
九州職業能力開発学 月～金（祝日除く） 8:45～17:00

(1) 独立 法人労働者 福祉 機構 (勤労者心の電話)

【内容】

労働者を対 とした、心の健康に関する相談を行っています。

【問い合わせ先】

九州労 病院 (0 9 3) 7 5 - 9 6 2 6

【開設日時】

月、 、木、金 (祝日を除く) 10:00~18:00

土 (祝日を除く) 10:00~16:00

30 支援団体に関すること

(1) グループ等紹介

【内容】

犯罪被害者支援などに取り組んでいる自助グループなどを紹介します。

【問い合わせ先】

公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター

(092) 735-3156

(093) 582-2796 (北九州窓口)

【開設日時】

月～金(祝日を除く) 9:00～16:00

【その他】

福岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

(2) 定 営 活 法 人 設 立、ボランティ ー

【内容】

定 営 活 促 進 法 に 基 づ く 法 人 (P 法 人) の 設 立 及 び P ・ ラ ン テ ィ ア 団 体 の 運 営 な ど に 関 す る 相 談 を 行 っ て い ま す。

【問い合わせ先】

福岡県 P ・ ランティアセンター (092) 631-11

【開設日時】

月～金(祝日を除く) 9:00～20:00

日、祝日(土曜を除く) 9:00～17:00

※ 定 営 活 法 人 の 設 立 相 談

一、木、日 9:30～17:00 (事前予約制です)

3 1 その他

(1) 福岡県社会福祉士会

【内容】

判断能力が不十分な高齢者や障害者に対し、成年後見制度の活用相談、成年後見人の養成と補佐者の裁判所への提出、積造的受託と受託者へのサポートを実施しています。

また、福祉に関するさまざまな相談を行っています。

【問い合わせ先】

あとなあ福岡 (092) 83-2911

【開設日時】

月～金 10:00～16:30 (成年後見制度に関する相談は 16:00 まで)
土 14:00～16:30 (総合相談のみ)

(2) 産科医療センター (院)

緊急分娩(性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に)、犯人の体等採取(性被害後、入等行う前がよい)を行っています。

() 全国 福岡支部

【内容】

健康保険に関する保険給付業務(傷病手当金支給や療養費の支給等)を行っています。

【問い合わせ先】

健康保険協会福岡支部 (092) 283-7621